

令和2年6月1日

報道関係者 各位

「しまばら型自動車運輸事業者支援事業」の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業継続に大きな影響等を受けた市内自動車運輸事業者に対して、下記のとおり支援事業を行いますのでお知らせします。

記

しまばら型自動車運輸事業者支援事業には次の二つの制度があります。

※詳細は別紙のとおり

1. しまばら型自動車運輸事業者支援事業車両維持支援金

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | ・令和2年6月1日（月）～ |
| (2) 補助内容 | ・新型コロナウイルス感染症により事業等に影響を受けた運輸事業者に対し、事業の継続に必要な車両の維持等を支援します
・保有車両数×単価（上限30万円） |

2. しまばら型自動車運輸事業者支援事業感染防止対策補助金

- | | |
|----------|--|
| (1) 受付期間 | ・令和2年6月1日（月）～ |
| (2) 補助内容 | ・運輸事業者における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る取組を支援します
・車両などの感染症拡大防止に関する備品購入や設備の設置などに係る費用の2分の1を補助（上限10万円） |

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 市長公室 政策企画課 政策振興班
担当 杉本 宮崎 太田
電話：0957-62-8012（直通）
E-mail：seisaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

しまばら型

自動車運輸事業者支援事業

島原市は

タクシー、バス、トラック運送、代行運転
の皆さんを応援します!!

受付

6月1日（月）～

申請
受付中

対象

島原市内に事業所がある次の事業者

- ①乗合・貸切バス事業者 (一般乗合／一般貸切旅客自動車運送事業)
- ②タクシー事業者 (一般乗用旅客自動車運送事業)
- ③トラック等運送事業者 (一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業)
- ④代行運転事業者

補助額

2つの補助メニューがあります。合計最大40万円

※申請には要件と必要書類がありますので詳しくは裏面をご覧ください。

その1 車両維持支援

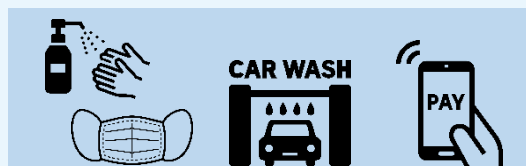
保有車両数×単価
(上限30万円)



軽四	6千円	2万5千円	3万円
普四	1万5千円		

その2 感染防止対策

経費の2分の1
(上限10万円)



例：車両等の感染防止に関する備品購入
や設備の設置等に係る費用
非接触決済システムの導入初期費用

お問い合わせ・お申込みは、

島原市政策企画課(政策振興班)

TEL 0957-62-8012

申請の前にご確認ください。

申請には要件と必要書類があります。
ご不明な点はお問合せください。



申請要件

申請要件	その1 車両維持支援	その2 感染防止対策
申請時時点で国土交通大臣の許可又は都道府県公安委員会の認可を受けて事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること	○	○
市税の滞納がない者	○	○
暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者	○	○
令和2年3～6月の任意の1カ月の売上が、前年同月と比べて20%以上減少している者 (注) 前年同月との比較が困難な場合は開業日から令和2年6月までの間、連続した3ヶ月の平均売上と比較	○	—

必要書類

必要書類	その1 車両維持支援	その2 感染防止対策
申請書 (様式第1号)	○	○
事業に関する営業許可書又は認定証の写し	○	○
令和2年4月1日時点の保有車両が確認できる営業車両車検証等公的書類の写し	○	—
売上高比較表 (様式第2号)	○	—
売上の減少の状況が分かる帳簿等の資料	○	—
車両等の感染防止対策の実施計画書 (様式第2号)	—	○